

現場説明書 新旧対照表

改定後		改定前	
<p>現場説明書 1</p> <p>令和8年5月15日以降調達公告適用</p>		<p>現場説明書 1</p> <p>令和8年3月9日以降調達公告適用</p>	
工 程	<p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ (週休2日工事)</p> <p>本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事に努めること。</p> <p><u>なお、治山工事及び林道工事の費用については、鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領（令和6年4月26日付第202400033117号森林・林業振興局長通知及び第202400031869号治山砂防課長通知）によるものとし、港湾工事及び漁港工事の費用については、最新の工事積算基準の「港湾工事及び漁港工事における週休2日の取得に要する費用の計上について」によるものとする。</u></p> <p>「用地関係」から「公害対策」 略</p>	工 程	<p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ (週休2日工事)</p> <p><u>【治山工事、林道工事、港湾工事、漁港工事以外】（該当しない場合は削除）</u> 本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。</p> <p><u>【治山工事、林道工事】（該当しない場合は削除）</u> 本工事は、鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領（令和6年4月26日付第202400033117号森林・林業振興局長通知及び第202400031869号治山砂防課長通知）の対象工事である。<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/317565.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/317565.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い週休2日工事を実施すること。</p> <p><u>【港湾工事、漁港工事】（該当しない場合は削除）</u> 本工事は、鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htm</a> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。</p> <p><u>ただし、港湾工事及び漁港工事は、通期の週休2日の補正を適用しない。</u> <u>そのため、月単位の週休2日に満たない場合、月単位の週休2日の補正係数を除し、請負代金額の減額変更を行う。</u></p> <p>「用地関係」から「公害対策」 略</p>
現場説明書2から5 略		現場説明書2から5 略	

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)  
 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。  
 通常単価を採用した建設機械〔無し・有り \_\_\_\_\_〕  
削除

⑫ (現場環境改善)  
**【災害復旧工事以外】** (該当しない場合は削除)  
 本工事は、現場環境改善 (率計上分) 実施対象工事と [する・しない]。  
 下表の内容のうち原則として各費目 (仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) ごとに1内容ずつの合計4つの実施内容を実施すること。

(中略)

計上費目	実施内容
仮設備関係	<u>1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実</u> <u>3. ICT設備の充実, 4. 作業負荷の低減</u>
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の充実 <u>3. 現場休憩所の充実 (交通誘導員待機室含む)</u> <u>4. 衛生設備・厚生施設の充実</u>
安全関係	<u>1. 工事標識・照明等安全施設の充実</u> <u>2. 盗難防止対策</u> <u>3. 健康関連施設の充実</u> <u>4. 野生生物・害虫対策</u> <u>5. (港湾・漁港工事のみ) 防災訓練 (地震・台風等の自然災害に対する訓練)</u>
地域連携	<u>1. 広報活動等 (完成予想図, 工法説明, PR看板等)</u> <u>2. 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・管理運営等含む)</u> <u>3. 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む)</u> <u>4. 現場景観向上 (美装化・デザイン看板等)</u>

その他

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)  
 ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン及び高所作業車以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。  
 通常単価を採用した建設機械〔無し・有り \_\_\_\_\_〕  
 イ ラフテレーンクレーン及び高所作業車について、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。  
 本工事は \_\_\_\_\_ 工で使用を想定しているラフテレーンクレーン (規格 \_\_\_\_\_ t吊) の採用単価は (長期割引単価・通常単価) (建設物価 \_\_\_\_\_ 月号、 \_\_\_\_\_ 頁) を採用し、本工事は \_\_\_\_\_ 工で使用を想定している高所作業車 (規格 \_\_\_\_\_ ) の採用単価は (長期割引単価・通常単価) (建設物価 \_\_\_\_\_ 月号、 \_\_\_\_\_ 頁) を採用している。

⑫ (現場環境改善)  
**【災害復旧工事以外】** (該当しない場合は削除)  
 本工事は、現場環境改善 (率計上分) 実施対象工事と [する・しない]。  
 下表の内容のうち原則として各費目 (仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) ごとに1実施内容ずつ (いずれか1項目のみ2実施内容) の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

(中略)

計上費目	実施内容
仮設備関係	<u>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇</u> <u>3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置</u> <u>5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</u>
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 <u>3. デザインボックス (交通誘警備員待機室)</u> <u>4. 現場休憩所の快適化</u> <u>5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</u>
安全関係	<u>1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)</u> <u>2. 盗難防止対策 (警報機等)</u>
地域連携	<u>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表</u> <u>4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む)</u> <u>5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む)</u> <u>6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営</u> <u>7. パンフレット・工法説明ビデオ</u> <u>8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む)</u> <u>9. 社会貢献</u>
防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練 (地震・台風等の自然災害に対する訓練)

その他

現場説明書		7
その他	⑬～⑳ 略 ㉑ 削除	

現場説明書		8
その他	<p>㉑ (快適トイレの試行)</p> <p>1. 内容 (略)</p> <p>2. 快適トイレに要する費用【<u>災害復旧工事、港湾工事、漁港工事以外</u>】(該当しない場合は削除)          快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。          受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、<u>57,000円/基・月</u>を上限に設計変更の対象とする。  <u>なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。</u>          また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>2. 快適トイレに要する費用【<u>災害復旧工事</u>】(該当しない場合は削除)          快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。          受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、<u>57,000円/基・月</u>を上限に設計変更の対象とする。  <u>なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。</u>          また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。</p>	

現場説明書		7
その他	<p>⑬～⑳ 略 ㉑ (施工管理システム)</p> <p>本工事は、<u>施工管理システムの利用可能工事(試行)</u>である。施工管理システムの利用を希望する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。なお、利用に関するアンケート調査に協力すること。  <u>対象とする施工管理システムは以下のホームページに掲載されたものである。</u>  <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/310672.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/310672.htm</a></p>	

現場説明書		8
その他	<p>㉒ (快適トイレの試行)</p> <p>1. 内容 (略)</p> <p>2. 快適トイレに要する費用【<u>災害復旧工事以外</u>】(該当しない場合は削除)          快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。          受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、<u>51,000円/基・月</u>を上限に設計変更の対象とする。  <u>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。</u>          また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、<u>2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。</u>  <u>※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。</u></p> <p>2. 快適トイレに要する費用【<u>災害復旧工事</u>】(該当しない場合は削除)          快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。          受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、<u>51,000円/基・月</u>を上限に設計変更の対象とする。  <u>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。</u>          また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、<u>2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。</u>  <u>※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。</u></p>	

現場説明書

9

2. 【港湾工事、漁港工事】(該当しない場合は削除)  
快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。  
受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。  
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※1までを原則とするが、監督職員と協議により必要と認められる場合は、増設できるものとする。  
また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※1より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わないものとする。  
ただし、海上運搬を伴う運搬・設置・撤去費用については、別途共通仮設費に積上げ計上※2するものとする  
※1 施工箇所が点在する工事など、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。  
※2 快適トイレの海上運搬費用については、1回あたり当該工事で使用する作業船供用損料0.5日分の費用を計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する際には、快適トイレ個別での運搬費用は計上しない。

3. その他  
 (略)

⑫ (大型コンクリートブロック積擁壁)

⑬ (けんせつトリピーのデザイン使用)

鳥取県が著作権を有するけんせつトリピーのデザインは、工事看板、工事案内チラシ等、工事をPRする目的に無料で使用できるので、積極的に活用すること。使用に当たっては、鳥取電子申請サービスから届出を行うこと。(届出送信後は、すぐに画像データを使用可能となる。)



鳥取電子申請サービス <https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/> (けんせつトリピーで検索)

その他

現場説明書

(新規)

その他

3. その他  
 (略)

⑫ (大型コンクリートブロック積擁壁)

⑬ (新規)